

学校における働き方改革の取組みにご協力をお願いします。

教員が心身ともに健康で、授業の準備や子どもたちへの指導に専念できる環境をつくることで、学校教育の質を維持・向上させることが働き方改革の目的です。

働き方改革を推進するため、令和4年4月に「福岡市立学校における働き方改革推進プログラム」を策定しており、このプログラムに掲載している取組みを推進していきます。

今後とも、保護者、地域のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

○ 夏季休業期間中の「学校閉庁日」について

- ・ 学校閉庁日とは、学校の業務を原則休止させていただく日です。この期間中は、学校に職員が不在ですので、学校への問い合わせは、この期間以外をお願いします。

※ 緊急の場合等には、裏面の相談窓口や最寄りの医療機関、警察、消防署等へご連絡ください。

令和4年度の学校閉庁日は、

8月8日（月）～10日（水）、12日（金）、15日（月）です。

※ 上記期間以外にも、学校の取組みとして、別途設定することがあります。

○ 勤務時間外における電話連絡等について

- ・ 平日午後5時以降の学校への電話連絡等は、緊急時の場合を除いて、できるだけお控えくださいますよう、引き続き、ご協力をお願いします。

※ 教員の勤務時間は、平日の午前8時30分から午後5時までです。（学校により異なります。）

※ 平日午後5時以降は学校への電話が繋がらないことがありますので、ご了承ください。

- ・ また、学校に自動音声メッセージ機能付電話を導入しており、勤務時間外は、自動音声対応へ切り替えさせていただいております。

自動音声の時間帯は、平日午後7時から翌午前7時30分までです。

※ 土日、祝日、年末年始は、終日、自動でメッセージが流れます。

○ 「定時退校日」について

- ・ 定時退校日は、教員は勤務時間終了後、速やかに退校します。

※ 定時退校日は、各学校で設定しています。

※ 「福岡市立学校における働き方改革推進プログラム」は、下記に掲載しています。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/allow/ed/gakkouniokeruhatarakikatakai.html>



各種相談窓口のご案内

1 小中学校の転入学・転出学の手続きについて

小中学校の転入学・転出学の手続きは、土日祝日及び学校閉庁日期间以外に行っていただきますようお願いいたします。

※ 区役所(出張所)市民課における住民票の異動手続きは学校閉庁日期间も行っています。

2 相談窓口について

子どもや保護者が抱える不安や悩みを相談できる相談窓口・機関があります。

名称(所管)	電話番号	受付時間
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間 ※ 年中無休(年末年始除く)
福岡市こども総合相談センター 「えがお館」	(相談電話) 092-833-3000	24時間 ※ 年中無休(年末年始除く)
	(女の子専用相談電話) 092-833-3001	9:00~17:00 ※ 年中無休(年末年始除く)
子どもの人権110番 (福岡県人権擁護委員連合会・福岡法務局)	0120-007-110	8:30~17:15 ※ 平日のみ(年末年始除く)
ハートケアふくおか (福岡県警福岡少年サポートセンター)	092-841-7830	9:00~17:45 ※ 平日のみ(年末年始除く)
学校保護者相談室	092-711-4859	10:00~15:00 ※ 毎週月・水・金曜日 毎月第2火曜日・第4木曜日 (祝日及び年末年始除く)
チャイルドライン	0120-99-7777	16:00~21:00 ※ 月~土曜日(年末年始除く)
よりそいホットライン	0120-279-338	24時間 ※ 年中無休

【お問い合わせ先】

福岡市教育委員会職員部労務・給与課
電話：(092) 711-4324